

にしおSDGsロゴマーク使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、にしおSDGsロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、西尾市（以下「市」という。）に帰属する。

(ロゴマークの仕様)

第3条 ロゴマークの仕様は、別に定める「にしおSDGsロゴマーク使用マニュアル（以下「マニュアル」という。）」のとおりとする。

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用基準)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、マニュアルに従い、SDGsの普及及び啓発のためにロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は使用することができない。

- (1) 市の信用又は品位を害するおそれがある場合
- (2) SDGsの正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (4) 政治活動若しくは宗教活動に使用し、又はそのおそれがある場合
- (5) 自己の商標等として独占的に使用し、又はそのおそれがある場合
- (6) 市が実施する事業の支障となるおそれがある場合
- (7) 西尾市暴力団排除条例（平成23年西尾市条例第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合
- (8) その他市が適当でないと認めた場合

(使用の禁止)

第6条 使用者が前条に定める使用基準に反してロゴマークを使用した場合、市長は、当該使用者に対し、ロゴマークの使用を禁止することができる。なお、使用を禁止したことにより生じた損害について、市は一切の責任を負わない。

(使用者の責任)

第7条 使用者がロゴマークの使用によって市に損害又は損失を与えた場合、市長は賠償を請求することができる。

2 使用者は、ロゴマークの使用によって第三者との間に紛争が生じた場合、そ

の旨を市に報告するとともに、自己の責任と負担において速やかに対応するものとし、市は責任の一切を負わないものとする。

(使用の報告)

第8条 市長は、ロゴマークの使用者に対して、必要に応じ、使用状況等の報告を求め、必要な調査を行うことができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。